

大和市告示第38号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年7月9日

大和市長 大木 哲

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成21年大和市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「児童」の次に「（20歳に満たない者をいう。）」を加え、同条第2号中「、又はこれ」を「又は受けている者」に改める。

第3条を次のように改める。

（対象講座）

第3条 この事業の対象講座は、次の講座とする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座
- (2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。）
- (4) 前各号に掲げる講座に準じ、市長が地域の実情に応じて対象とする講座

第4条第1項第1号中「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）」を「、一般教育訓練給付金又は特定一般教育訓練給付金」に、「（その額が200,000円を超えるときは200,000円とし、12,000円を超えないときは訓練給付金の支給は行わないものとする。）」を「又は200,000円のうちいずれか少ない額」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、「一般教育訓練給付金」の次に「、特定一般教育訓練給付金又は専門実践教育訓練給付金」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 受講開始日現在において、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない対象者

教育訓練経費の額に100分の60を乗じて得た額（その額が修学年数に200,000円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に200,000円を乗じて得た額又は800,000円のうちいずれか少ない額）

第4条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号の規定により算出した額が12,000円を超えないときは、訓練給付金の支給は行わないものとする。

第6条第2項中「所定開校日」を「所定の開講日」に改める。

第7条第3項第3号中「（一般教育訓練）」を削る。

第8条第1項中「受講修了日」の次に「又は第4条の規定により算定した支給額が確定した日」を加え、同条第3項第7号中「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」を「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」に改め、同条第4項中「決定し」の次に「、遅滞なく」を加える。

第9条の見出し中「公簿」の次に「等」を加える。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（暴力団等の排除）

第12条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、第6条の規定による申請をした対象者（以下「申請者」という。）が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会（以下「照会」という。）を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する照会により申請者が暴力団等に該当するときは、第7条第1項の規定による対象講座の指定の決定を行わない。

別表中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。